

〔事案 2019-257〕 新契約無効請求

・令和2年8月18日 裁定終了

※本事案の申立人は、〔事案 2019-256〕の申立人の子である。

<事案の概要>

満期保険金が払込保険料より少なくなる旨の説明がなく、利率の良い商品であると認識して契約したこと等を理由に、既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成25年6月に契約した養老保険について、以下等の理由により既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 募集人らから、満期保険金が既払込保険料を下回るといった説明、および予定利率に関する説明は受けておらず、利率の良い保険であると認識していた。
- (2) 親族が契約した別契約は、申込書が代筆されていたこと等を理由に契約無効とされた。
- (3) 募集人から、「これからアベノミクスで金利が上がる。」「銀行に預けるよりいい。」などと満期保険金が多くなるような説明を受けた。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人らは、設計書等により十分に説明している。
- (2) 申込書には契約内容が明記されているうえ、意向確認書で契約内容が申立人の要望・意向を満たすものであることを確認している。
- (3) 募集人らは、申立人が主張するような、金利が上がって満期保険金が多くなるような説明をした事実はない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等および和解を相当とする事情の有無を確認するため、申立人および配偶者、ならびに募集人2名の事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人が、満期保険金が既払込保険料を下回らないと誤信していた等とは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。